

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

新見市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 新見市地域（法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業また同項第3号に掲げる事業）

(1) 現況

新見市は、高梁川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄地が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されている。

また新見市は、市域の大部分が振興山村に指定されるなどの中山間地域であり、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

そして、高梁川の上流域の豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、近年、農産物のブランド化を推進する必要があるため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続するため、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業また同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

新見市

1～4 (略)

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律・過疎地域自立促進特別措置法の指定地域：全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満の傾斜農用地を対象

2 集落協定の共通事項

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

ア ネットワーク化活動計画の作成。

ネットワーク化活動計画とは、参加する組織・協定、解決しようとする課題、実施する活動、統合の予定・行程を定め、農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するために作成するものである。

3 対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは、市内在住者で次のいずれかに該当する者とする。

ア 年間農業従事者日数が 150 日以上の基本的農業従事者を有している経営体

イ 農業所得が 100 万円以上の経営体

ウ その他の理由により市長が特に認めた者

4 その他必要な事項

(1) 土地改良事業

土地改良事業の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があった場合の単価は次のとおりとする。

(ア) 集落協定認定年度以降に採択された土地改良事業により勾配の変更があった場合は、集落協定認定年度の単価とする。

(イ) 集落協定認定前年度以前に採択された土地改良事業により勾配の変更があった場合は、改善されたほ場で農業生産活動を行う年度から、改善後の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

(ウ) 地目の変更により勾配区分に変更があった場合は、変更後の地目の傾斜単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

(2) 地目の変換

既荒廃農地及び自然災害の復旧について

協定に定められた既荒廃農地及び現に自然災害を受けている農用地を復旧した場合の単価は、復旧後の地目の単価とする。

なお、田から田以外に地目を変更する場合は、変更後の地目に該当する単価を適用する。ただし、対象要件を満たさなくなった場合は、変更後の地目の緩傾斜単価とする。